契　　約　　書（案）

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）とは、乙が雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、甲に派遣するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、労働者派遣法及び契約に基づき、派遣労働者を甲に派遣し、甲は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（業務内容及び勤務条件等）

第２条　派遣業務委託内容については、別に仕様書に定める。

（契約の期間）

第３条　本契約の有効期間は、契約締結の日から令和５年３月３１日までとする。

（派遣料金の請求及び支払）

第４条　派遣料金については、次のとおりとする。

１日　　円（うち消費税等　　円）
１時間　　円（うち消費税等　　円）

２　時間外勤務の額は、前項に定める１時間の料金に２５％を加算した額とする。但し、１円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

３　派遣料金は、１日の派遣料金に１箇月の勤務日数を乗じた額と前項に規定する時間外勤務の額を合算した額とし、毎月末日で締め切り、翌月１０日までに請求書を作成し、甲に請求するものとする。但し、１円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

４　派遣労働者が、年次休暇、遅参、早退等により勤務しなかった場合は、１箇月のその不足時間を合計（１５分単位とし、１５分未満は１５分に切り上げる）し、第１項に定める１時間の料金を乗じた額を前項の規定により算出した派遣料金から差し引くものとする。但し、第１項に定める１時間の料金を乗じた額に１円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

５　業務日程の都合により、土曜日に出勤（１日単位）する場合は、同一週内に振替休日を割り振る。

（時間外勤務の範囲）

第５条　甲は業務上やむを得ず時間外勤務を命じるときは、１日２時間、週６時間の範囲内で時間外勤務を派遣労働者に対して命じることができる。

（派遣契約の履行）

第６条　乙は、派遣契約を履行するにあたり、契約業務を遂行するために必要な能力を有する者を派遣し、甲の指定する場所において業務を遂行させるものとする。

２　派遣労働者が契約業務を遂行する場合、派遣労働者は業務の処理を甲の指揮命令のもとに迅速にかつ円滑に行わなければならない。

３　甲は、派遣労働者に、現金、有価証券、その他これに類する証券等を取り扱わせないこととする。ただし、 業務上必要な場合には、甲の責任においてなすことを妨げるものではない。

（適正な就業の確保）

第７条　乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適切な措置を講じなければならない。

２　派遣労働者が甲の指定する場所で業務を遂行する場合の勤務条件等は、労働基準法及び乙が定める規定等を遵守するものとする。

３　甲は、派遣労働者の業務が適正かつ円滑に行われるよう努める。

（派遣労働者の交替）

第８条　派遣労働者の業務処理能力が著しく低く労働者派遣の目的を達せられない場合、甲は乙にその理由を明示し、派遣労働者の交替を要請することができるものとする。

２　派遣労働者に疾病その他、やむを得ない理由がある場合、乙は甲の了承を得て派遣労働者を交替させることができる。なお、交替する場合少なくとも１４日前に通知しなければならない。

（派遣労働者の属性の限定）

第９条　無期雇用派遣労働者、６０歳以上の者に限定しない。

（個人情報）

第１０条　乙及び派遣労働者は、委託業務を行うための個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

２　前項の規定は、本契約の解除または終了後も同様とする。

（業務上災害等）

第１１条　派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が、労働基準法に定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

２　甲は、乙の行う労働者災害補償保険法に基づく諸手続等について、必要な協力をしなければならない。

（安全衛生）

第１２条　甲は、派遣労働者に対して、労働安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成、保持に努める。

２　乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

３　乙は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行うとともに、派遣就業規則に適する健康状態の労働者を甲に派遣しなければならない。

（組織単位）

第１３条　派遣労働者の就業場所及び指揮命令者は、次のとおりとする。

（場所）福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
福岡県国民健康保険団体連合会
（指揮命令者）審査業務部　医科審査課長

（遅延損害金）

第１４条　甲は、適法な請求書を受理した場合、請求月の月末までに乙の指定する口座に支払うものとする。甲は乙の責に帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から遅滞損害金を徴収して期間を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じて契約金額に対し、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

（賠償責任）

第１５条　甲又は乙は、この契約に履行しないことにより損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（苦情処理）

第１６条　甲において、派遣労働者からの苦情の申出を受けたときは、乙に連絡することとし、甲の責任者が誠意を持って適切かつ迅速な処理を図るとともに、派遣労働者に通知する。

（権利義務の譲渡禁止）

第１７条　乙は、この契約から生じる一切の権利、又は義務を第三者に譲渡し承継させ、又は担保にしてはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（契約の解除）

第１８条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なく労働者派遣法その他の関係法令又は本契約の定めに違反した場合には、是正を催告し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（派遣契約の中途解除）

第１８条の２　甲は、自己のやむを得ない事情により個別契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

２　甲は、前項に定める派遣労働者の新たな就業機会の確保ができない場合には、契約の解除を行おうとする日の少なくとも３０日前に、乙にその旨を予告しなければならない。

３　甲は、前項の契約解除の予告日から契約の解除を行おうとする日までの期間が３０日に満たない場合には、少なくとも契約の解除を行おうとする日の３０日前の日から当該予告当日までの期間の日数分の派遣労働者の賃金に相当する額について、損害の賠償を行わなければならない。

４　甲の解除が信義則違反その他甲の責に帰すべき事由に基づく場合には、前項にかかわらず、甲は当該派遣契約が解除された日の翌日以降の残余期間の派遣料金に相当する額について賠償を行わなければならない。

５　甲は、契約の解除を行う場合であっても、乙から請求があったときは、契約の解除を

行う理由を乙に対し明らかにする。

（反社会的勢力の排除）

第１９条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

４　甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第１項及び第２項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

５　甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

６　第３項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

７　第３項又は第５項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置）

第２０条　甲は契約終了後、当該派遣労働者を雇用する場合には、甲はその雇用意思を３０日前までに乙に対して書面にて通知し、職業紹介を経由して行うこととする。また、本件紹介手数料は、別途甲乙協議の上、決定するものとする。

（合意管轄裁判所）

第２１条　この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（協議）

第２２条　本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し誠意をもって解決するものとする。

上記契約の証しとして契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ１通を保有する。

令和４年　　月　　日

甲　福岡市博多区吉塚本町１３番４７号
福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長　　武　末　茂　喜

乙